

# 第 3 回

## 仙北北部四か町村合併協議会

平成15年2月21日(金)

事務局長 それでは、ただいまから第3回仙北北部四か町村合併協議会を開催いたします。  
初めに会長からごあいさつをお願いします。

会長 それでは一言ごあいさつを申し上げます。

第3回の協議会の開催に当たりまして、2回目の会合の際には、皆さんご承知のように、私ども四か町村で進めてまいったのでありますが、残念ながら中仙町が当協議会から大曲の方に行かれるということで、去る1月31日に協議会を開催して審議を終えたところでまいります。その後各町村におきまして、それぞれ議会の運営委員会、あるいはまたそれぞれの町民との接触の中で、いろいろ今後のことについても話し合いをされてまいりました。

過日、私ども三町村長、また助役と2回ほど会合を持ちまして、これからの進め方について協議をいたしてまいりました。そしてきょう、この協議会の開催によりまして、三か町村でこの合併協議会を持続していこうということにいたしまして、きょうこうした会議を開催させていただいたものであります。

内容につきましては、そちらの皆さんのお手元に差し上げておるわけでございますが、私ども三町村で、皆さんのお手元に差し上げてありますいろんな資料等も後ほど述べますが、何といいましても、三か町村につきまして、産業面につきましてもほとんど同じような形態の中で、町の産業、経済が進行しているということをちょっと議題にしながら、今後の新しいまちづくりの将来構想に取り組んでいこうということにいたしたところでございます。

何といいましても、私どもそうした観点から、この三町村の似通った産業を生かして、あるいはまた、再転し...で、私どもお互い三町村の仲間が触れ合いながら、安全で安心した豊かな暮らしのまちづくりを目指して進んでいくということにお互いに話し合いをいたしたものでございます。

後ほど内容等につきまして、案件の方に、関係の協議中のご説明をいたしたいと思っております。そうしたことでよろしく願いをいたしまして、一言開会のあいさつにかえさせていただきます。ご苦労さまです。

事務局長 続きまして、協議に入ります。協議の進めについては会長からよろしく願いいたします。

会長 それでは早速協議に入りたいと思っております。皆さんのお手元の方にそれぞれ配付しておりますので、その順に従って議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

出席委員につきましては、全員の委員の出席でございますので、協議会は成立したわけで、

開会をいたしたいと思います。

なお、本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第5条の規定により、私から3名の方を指名いたします。

西木の伊藤委員さん、角館の佐々木委員さん、田沢湖の稲田委員さん、3人をお願いいたします。

それでは、早速協議案件に入らせていただきます。

協議案件につきましては、皆さんのお手元にあります10号 仙北北部四か町村合併協議会の規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

事務局の方から説明をさせますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局から協議案第10号 仙北北部四か町村合併協議会規約の一部を改正する規約についてをご説明いたしたいと存じます。

説明資料1ページに新旧対照表が載っておりますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

協議会規約（平成14年12月24日施行）の一部を次のように改正する。

題名中「仙北北部四か町村」を、中仙町が離脱したことに伴い、「仙北北部」に改めるというものでございます。名称は仙北北部合併協議会となります。

第1条「（設置）」でございますが、「中仙町、」を削り、「仙北北部四か町村」を「仙北北部」に改めるという改正でございます。

それから、第4条の役員でございますが、第4条第1項第2号中「3名」を「2名」に、同条同項第3号中「4名」を「3名」に改めるという内容でございますが、これは第4条中に副会長が3名となっておりますので、それを2名ということに改めるということと、監事が4名になっております。これを、現在各議長さんにやってもらっておりますが、これを各議長3名に改めるということでありませう。

附則としまして、「この規約は、平成15年2月21日から施行する。」ということで、本日から施行するというところでございます。

改正になった規約は説明資料の2ページ、3ページにありますので、ごらんいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 ただいま事務局の方から説明を受けました。

ご提案いたしましたように、それぞれの四か町村という名前から仙北北部に、この合併の協議会の名前を変えていくという内容のご提案でございます。これについてご質問等ありませう。

うか。

(「なし」の声あり)

会長 ご質問がなしということでございますので、ただいまご説明をいたしました 10 号については、提案どおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に、協議案件の 11 号合併運営規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長 続きまして協議案第 11 号 仙北北部四か町村合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。これも説明資料の 4 ページとあわせてごらんいただきたいと思えます。

これも平成 14 年 12 月 24 日施行されました運営規程を次のように改正するものであります。

題名中「仙北北部四か町村」を「仙北北部」に改めるということで、仙北北部合併協議会ということになります。

これは名称の変更のみでありまして、第 1 条中、同じでございますが、「仙北北部四か町村」を「仙北北部」に改めるということでございます。

附則も規約と同じく、本日、「平成 15 年 2 月 21 日から施行する。」ということでございます。改正になった規程は資料の 5 ページ、6 ページをご参照いただきたいということでございます。

どうかよろしく願いいたします。

会長 ただいま事務局長から説明がありました内容について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ご異議なしということでございますので、協議案件 11 号につきましても、原案のとおり決することにいたします。

次に、協議案件 12 号 協議会の日程についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、協議案第 12 号 協議会日程についてを説明いたします。

第 1 回の協議会で決定いたしました協議会の日程でございますが、第 4 回目の協議会の日程を 3 月 10 日から、3 月 12 日に変更したいというものであります。

協議内容の変更につきましても資料の 7 ページに載っております。2 月 21 日につきましては、過日提案してあります協議内容でございます。3 月 12 日に変更になりました第 4 回の協議会につきましても、角館町の広域交流センターで開催の予定でございます。

協議案件としましては、ここに掲げてありますとおり、事務事業の現況調査、合併協定項目、法定協議会設置議案、法的協議会規約、法定協議会予算についてご協議いただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

会長 ただいま事務局長より説明がありました協議日程についてでございますが、私からも若干補足させていただきます。

当初 10 日の予定で進めてまいりましたが、いずれ 12 日、各町村の議会との関係と、12 日が大安という日回りでございますので、そうした日程も含んで 3 月 12 日というふうに三者の首長様で、あるいはまた事務局とも協議をいたしまして、こういう提案をしたところでございます。

これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

稲田委員 今日 3 回が 2 月 21 日だけれども、3 月 12 日まで延びたということで、こういう形の中で、その前に詰めることとかは特別なものですか。ただこういうパターンでパンパンパンと行って、それでシャンシャンシャンと行くのか、何かもっともっとあるような感じもしますけれども、事務的にはこういう日にちでいいのですか。もっともっと会議を開いて、いろいろなことを法定まで詰めるというようなことの予定は、まあ幹事会の方にそういうことがあったらひとつお話をさせていただきたいと思えます。これで間に合う、あと中身については問題ない、そういうことであれば、それはそれでいいのですけれども、その辺なんです。

会長 事務局長からそれまでのいろいろな、特例債の関係とか、いろいろなものを出して提案をしたいという、内容説明をしたいというふうでございます。

事務局藤村 この後、まちづくりのテーマを協議をしていただくわけですが、将来構想とか、財政シミュレーション、次回の、まあ将来構想は骨子等にあるかと思えますが、それは法定協議会に移ってから十分討議をいただきたいと思えますが、将来構想の概要というか、そういうものを次回の協議会で、あと財政シミュレーション等を次回の協議会でご協議願いたいと思っております。

稲田委員 私は幹事会で大きいことを決めて、ここでシャンシャンシャンと行くのが一番いいことだけれども、やはりたたき台をつくって各委員の方々にそれをさっと論じてもらって、それを成果品にして、12 日に向かう方が私は至当だと思いますが、幹事長その辺のあたりはどういうふうなものですか。特別何も議論もなくこの会議がただすっといけばいいのか。それともたたき台を出しながら、この場で本音を出し合ってやっていくことがいいことじゃないかと思えますが、そういうふうなあたり、幹事会での話の中身を公表していただきたいと思えます。

幹事長 後ほど、この参考資料の方が配付してもらっていますが、合併の基本項目、中仙町さんが離脱した後の協議会並びにそうした会議の中で調整を終わって、この基本項目、お手元に差し上げてあります。この項目を題材とした1つのパンフレットを作成しようということで、3月の初めにパンフレットを関係市町村の全戸に配布する予定でいるものを皆様にお配りしておりますけれども、この中で刊行物、観光産業を拠点として、さまざまな

ということで、この今日の議案の第13号について、今私が話したものが含まれておりますので、これは13号で、実は正論もありますので、ひとつ題材にして審議していただければ。

稲田委員 私が一番心配なのは、3月31日の法定協議会にいくとすれば、やはり委員の声は反映しないでそのままシャシャッと行くということが果たして私はいいのか、ただ幹事会なり会長から出されたものを、議論何もしないで、はいと言うのがいいのか、それともやはりたたき台をつくり上げて、そういうことを大いに議論して、みんなで本音を出し合って、どうすればこの三町のあれがよくなるのだということこそ必要だと思うのですが。法定ですべてやるということであれば、それはそれでもいいのですけれども、私はそういかないと思うのですよ。大事なことだと思うのですが、この点委員の皆様方どうですか。

会長 ただいま、稲田委員さんに、次回の日程はこういうふうにして、13号で協定案これを皆さんに論議していただきたい。そういう意味でこの提案をまず出します。それでいろいろ論議していただいて、そういうものをたたき台としながらこれから基本構想をつくっていき。それで13号で基本項目を提案しますので、その中でご意見をいろいろ出していただいて進んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、日程についてはこの3月12日ということで次回の協議会を開会するという点についてはご承認をいただきたいと思いますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、異議なしでございますので、12号にご提案をしました日程については決定をさせていただきます。

それでは、次に、皆さんのお手元に配付をいたしております13号 合併基本項目についてを議題といたします。

これについて事務局の方から説明をいたします。なお四か町村の時の基本協定項目が大幅に変わっております。どうかこれを説明申し上げますので、これについて各皆さんから知恵を出していただいて、協議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは13号について事務局から一応内容の概略の説明をいただいて、ご質問にお答えしな

がら議論してまいりたいと思います。

事務局長 それでは、協議案第 13 号 合併基本項目についてご説明いたします。これも会長からお話があったとおり、1月17日の第2回の協議会で、四か町村のときはご承認いただいた内容でございますが、現在三町村となりましたので、素案が変わってまいりましたので、ご協議願いたいという趣旨でございます。

前の素案につきましては、変更のあったところにつきましては資料の8ページに掲載してございますので、見比べてごらんいただきたいと思います。

1番の「合併の方式」、2番の「合併の期日」、3番「新市の名称」、それから最後の6番「重点事業」については変わっておりません。それから4番の「新事務所の位置」でございますが、先の場合においては、この前に「基本的には、新たな庁舎建設を考えず、」というのがついておりましたが、現在三か町村になりましたことによりまして、それぞれの庁舎の老朽化も考えまして、新たな庁舎の必要性についても法定協議会において協議いただくということで、この前にありました「基本的には、新たな庁舎建設を考えず、」ということを削除したということでございます。

それから、その後の「まちづくりのテーマ」でございますが、これはメインテーマが大きく変わっておりまして、ここにごらんのとおり「観光産業を活かした北東北の拠点都市を目指して」とうたっております。これは田沢湖、角館、西木という仙北地域の名の知られた自然と歴史のある観光資源を産業と結びつけて、北東北の3県の拠点都市を目指すということからこのような表題となっております。

中の目的、テーマについては若干変わっておりますが、1番目は「自然と文化が調和した美しい地域空間の形成」それから「豊かな自然環境・地域資源を活かした産業振興」それから「どの世代も安心できる充実した生活環境の整備」「地域の活性化を促進する先導的ネットワーク構築」ということでございます。4つの項目を掲げてございます。概要につきましては、この差し上げております、これは3月1日に3か町村の世帯に配布する予定でございますが、提案でございますが、この内容につきましては、この中に掲げておりますのでごらんいただきたいと思います。

よろしくご協議をお願いいたします。

会長 概要説明して、この全体をどうこれに合わせるかということにしたいと思いますが、この内容をちょっと説明して……。

事務局長 それではパンフレットの案についてご説明いたします。

表題につきまして「観光産業を活かした北東北の拠点都市を目指して」ということでございます。三町村が町村合併を新たなまちづくりの主体ととらえまして、地域活性と住民サービスの向上、行財政基盤の安定化を目指して、この地域にあります観光産業を中心として新しいまちづくりを進めていくということでございます。

北は八幡平から南は角館まで、歴史と自然と伝統的な観光資源がたくさんあることで、それぞれの三町村の特色を活かして、観光事業を農林業とか商工業とかと結びつけて、観光産業といたしますかというのを興していくということでございます。

それから、新幹線など交通の面から、全国からたくさんの観光客が訪れることでありますので、それを活用して将来の町づくりを行っていくということでございます。

それから、2番目の「自然と文化が調和した美しい地域空間の形成」というものがございしますが、これは先ほど言いました自然と伝統行事のような豊富な観光資源を活かし水辺や山林の環境で、町並みの整備、景観の保全に努めまして、地域の伝統文化をベースに、訪れる人が感嘆する魅力ある地域空間づくりを取り組んでいくということでございます。

それから、「豊かな自然環境・地域資源を活かした産業振興」ということでございまして、この地域を訪れる人々は、この土地の食文化に触れることによって産地資にも一役買うことになるということで、観光産業から生ずる農産物の知名度を向上させ、全国的に知名度を獲得できる農産物の産地育成を全国に発信していくということでございます。それから農業、農林業の効率的な生産体制を確立しまして、活性化に取り組むということです。それから豊富な森林資源もこの地域にはございますので、それを循環利用しまして林業の振興を図る。それから農山村における自然体験型観光、グリーンツーリズム、森林ボランティア、自然環境、インストラクターによる環境学習など、多様な地域資源を活かした農林業の振興も取り組んでいくという内容でございます。

それから、「どの世代も安心できる充実した生活環境の整備」ということでございますが、この地域にある生活環境は、観光客の増加に伴いまして定住人口の増加にもつなげたいということでございます。農村地帯ののんびりしたライフスタイルに惹かれて来る方にもこの地域の魅力を余すところなく伝えまして、充実した生活環境を築いていくとともに、地域の力を最大限に活用しまして、子育て、教育、健康、福祉、医療を充実して、子供からお年寄りまで、すべての住民が安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいきたいということでございます。

それから「地域の活性化を促進する先導的ネットワーク構築」ということでございまして、



豊かな自然と歴史が調和したこの地域は、自然環境を保全するのも重要な役割を果たしているということでございますが、そこに暮らす人々が距離的制約を排除しまして、伝統的な地域文化のもとで最新の先端技術を活かした光ファイバーによる東北地方の通信網の構築をしまして、インターネット等に基づく情報ネットワークの発展をしまして、福祉、医療、教育分野の整備を目指すということでございます。

それから地域道路網の骨格となる国道とか地方道を国道 46 号、105 号の高規格道路を目指し、実現をしていく。それから十和田・八幡平方面と連絡する国道 341 号との連帯を図りまして、豊かな地域資源を結ぶ交通ネットワークを構築していきたいということでございます。

それから、次のページは三町村の基礎的なデータが載っております。

それから、次のページの合併後のまちはこうなるということで、観光はこうなる、産業はこうなる、次のページにまいりまして、福祉、保健、医療はこうなる、教育はこうなるということで、現在考えられております目標というか、発展はこういうふうにしたいという願望につきまして、それぞれの夢の部分もあると思いますが、それぞれの合併後のまちはこうなるということで、考え方を立てて、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

会長 ただいま事務局の方から説明していただきましたまちづくりの将来構想をまとめるある 1 つの考え方というのをまず挙げて、今後どういうふうに、議題にしながら、三町村がそれぞれ持っている計画なるものを、その 1 つの組み合わせを整理する必要があるという認識で、一応こういう考え方を事務局に投げかけたわけで、考えたものであります。これについてきょうは皆さんからいろんなご意見を聞かしていただきながら、まちづくりのテーマについているご意見を聞かしていただきながら、次の機会にまた、まとめながら、そして法定協議会の中でまた論議していただくという考えを取っていけたらいいなということで、一応こういうたたき台を、きょうの段階ではいろいろお話ししながら意見交換もしたい、こういうことありますので、ひとついろいろとご意見を出していただいて、幹事会、事務局のこうした考え方についていろいろ討議を、考え方をまたいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

稲田委員 何かこればり言えば、これだけ観光のパンフレットだ。住民が今何を知りたいかということ、まず三町が合併をしたとすれば、交付税の関係は単独でいけばこうだけれども、合併することにおいてこれぐらいの財源負担ができるとか、いわゆる首長が、今まで三町が今度 1 人になるから、こういう場合はこうなる、議会の定員も今まで 56 人いるのが半分になれば

そうなるだろう、そういういろいろな数字的に生々しいことを出して住民に理解を求めなければ話にならないと思う。やはり一番知りたいのはそれなんだよ。合併してどう変わる。一町で行く場合と三町が合併してどう変わるということを一番先に住民に訴えて、やはり共感を得なければいけない。これだと観光のパンフレットだ。だから私は、これから何回も臨時の協議会でも開いてみんなでたたき台を出し合いながら、議員のことを減らすとかなんとかという定数のことも議題にすれば、我々はあえて定数は 20 人とか、法定では 26 人だけれども、そういうことをやはり決め細やかにして法定に持って行って、こうなりますよというようなことをやっていかぬと話にならないと思う。だれも合併に賛成しないぞ。

田代委員 我々もそれは話をしましたのですが、今とにかく三町村で合併することが住民に……。

会長 暫時休憩をします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

会長 こういうことで休憩を戻しまして、ただいまご協議いただきました第 13 号につきましては、以上のような方向で進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

事務局長 協議案件は終わりましたが。あと、その他でございます。

会長 その他ですか。

それでは、協議案件はただいまのように、皆さんの理解をいただいたようでありますので、その他に事務局の方から説明する議題がございます。

事務局長 先ほど会長さんからありました臨時の協議会につきましては、今月なるべく早い時点で開催するというごご連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。

5 番のその他でございますが、次回合併協議会の提出資料の(案)でございますが、資料 9 ページで載せられている議題でございます。これは、ここからの事項は 3 月 12 日の第 4 回の協議会で討議していただく内容でございますが、一番上には法定協議会設置に関する議案でございます。これが決まりますれば各町村議会に提出して議決していただきたいということで、その文案でございます。

それから 10 ページ、12 ページは、合併町村が行います法定合併協議会の議案でございます。中身としましては、名称としましては田沢湖・角館・西木合併協議会という名前にしたいということでございます。それから前の四か町村のときから変わったところにつきましては、第 7

条にあります委員でございますが、その1号でございますが、「関係町村の長、助役及び教育長」ということで、教育長を行政側が1名含めております。それで3名と議会が3名、それから「関係町村の長が定めた者各3名」ということで、1町村9名の委員となるということでございます。それから4号に「関係町村の長が協議して定めた学識経験を有する者1名」ということですが、これは現在の地方部長、新年度であれば振興局になるようでございますが、地方振興局長を1名学識経験者として入っていただくということでございます。

あとは、前に説明した法定協議会の規約と変更はございません。

それから、12ページ以降は平成15年度の法定協議会の予算(案)でございます。負担金が2,000万でございます、歳入歳出とも合わせて2,500万1,000円の予算ということでございます。中身については次回までよろしくご審議していただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

会長 ただいまその他でご提案を申しました。3月12日に討議していただく法定協議会の規約なり、そういうもので、ただいま内容の説明をいたしたものでございます。そういう意味で予算の方も変わりました、ごらんのような予算に振りかえて進みたいという事務局の方の説明内容であるようでございます。いいですか。

(「はい」の声あり)

会長 ということでございますので、こうした内容で3月12日の会合の時にも提案をしたいという内容でございます。

- - 三町村一緒に出すのですか。12日に通ったら。

会長 3月定例会の皆さんの日程の中で、皆さんにこの議案を追加提案をしてご承認をお願いするという形になると思いますので、お願いをいたしたいと思っております。

なお、ただいまお話をお聞きしましたが、4月からは新しく各町村から職員を1名ずつ配置をして、現在の間と3名ずつで9名になるわけでありまして。これで作業をしていきたい、ということでもありますので、よろしくお願いいたします。

なお、県の方からもいずれこの事務局に配置方をお願いしているわけでもありますので、そういう面も配置をお願いして進めていきたいと、こういう考えであるわけでもあります。

その他で提案いたしました内容は以上であります。

- - ちょっと休憩して。

会長 暫時休憩いたします。

(休憩)

(再 開)

会長 それでは、休憩前に続いて会議を開きまして、これで提案をいたしました全議案が終了いたしました。

これで今日の会合は閉じまして、皆様からご発言いただきました内容等も加えて、さらに一層充実した協議会にしていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたしまして議長職務を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

事務局長 第3回の協議会を閉会したいと思います。ご苦労さまでございました。

( 了 )